

平成24年6月23日
於：ブライトホール

世田谷区基本構想審議会第1部会（第3回）

議 題

1. 前回の振り返りと基本構想の位置づけについて
2. 情報・コミュニケーションについて
3. 地域コミュニティについて
4. その他

《配付資料》

- 資料23 基本構想の構成に関するこれまでの議論
- 資料24 基本構想・基本計画と「議会の議決」について
- 資料25 地域コミュニティ等に関するこれまでの議論
- 資料26 地域行政制度について

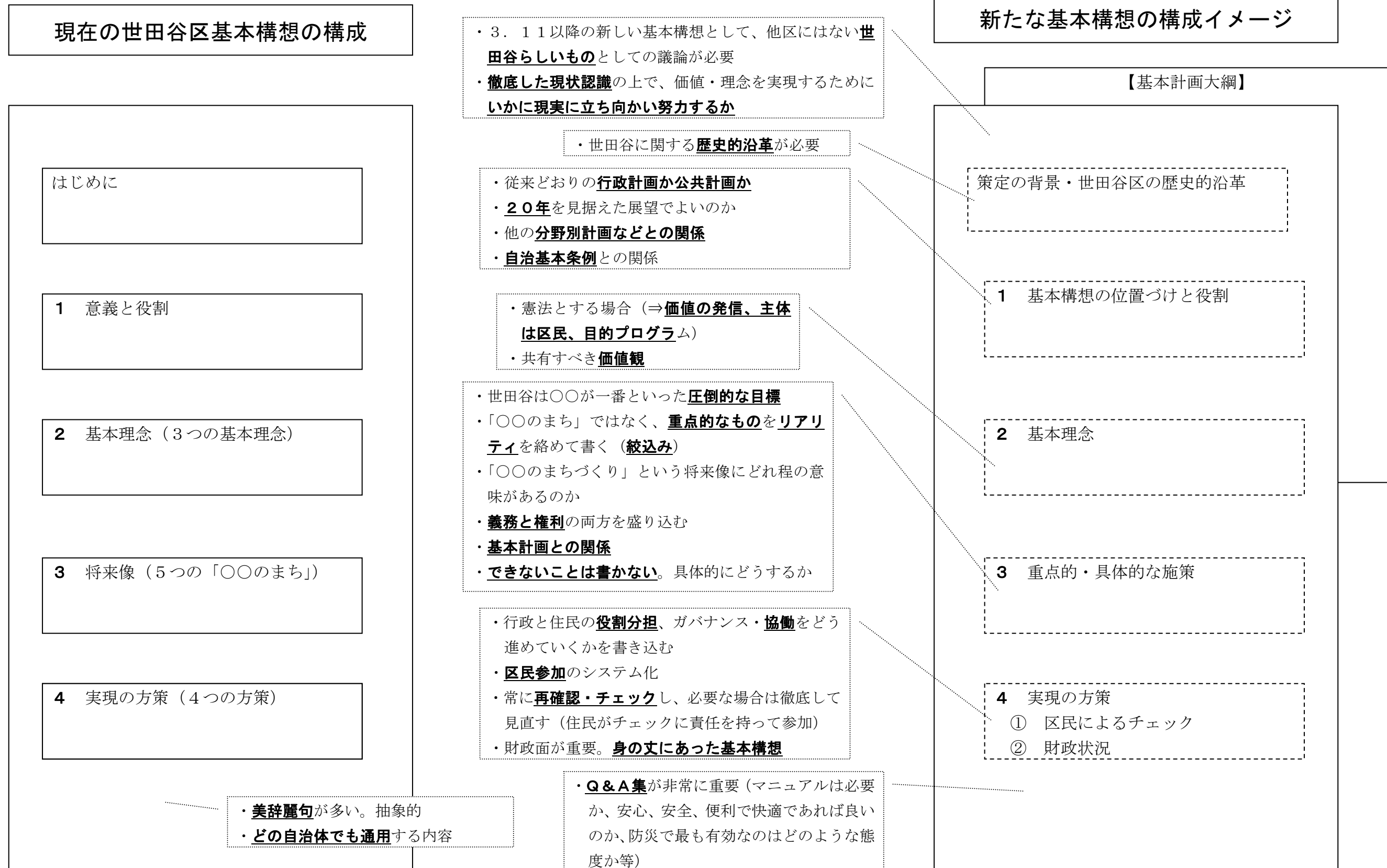
《次回予定》

第1部会（第4回） 月 日（ ） 時

場所：

この資料は、第1部会の第1回、第2回における基本構想の構成に関するご意見をまとめさせていただいたものです。

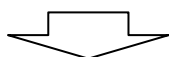
基本構想の構成に関するこれまでの議論



基本構想・基本計画と「議会の議決」について

1 地方自治法改正と基本構想の議決について

地方自治法改正前	<p>【地方自治法第2条第4項】</p> <p>市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない</p>
----------	--



地方自治法改正後	<p>基本構想を作成するかどうか、どのような策定手続をとるかは各自治体の判断となった</p> <p>〔世田谷区の判断〕</p> <p>① 基本構想は策定する。 ② 基本構想の策定に際しては、議会の議決を経る</p> <p>〔基本構想を議決する意味〕</p> <p>行政（＝区長）が決めたというだけでは、行政の内部ルール・方針に過ぎない。議会で議決することにより区民・議会を含めた自治体全体のルール・方針として位置付けることができる。</p>
----------	---

2 基本構想を議会で議決するための手続

区議会で議決を行うためには、法律上、次のいずれかの手続が必要になる。

<p>【手続A】</p> <p>基本構想の策定手続を定める条例を制定する。</p>	<p>〔意義〕</p> <p>法律で定められている事項以外について、議会で議決を行うためには、議会で議決すべき事項として条例で定める必要があり、そのための条例を制定するもの（※裏面参照）。</p>
<p>【手続B】</p> <p>基本構想自体を条例として制定する。</p>	<p>〔意義〕</p> <p>条例は、法律上、議会で議決すべきものと定められているため、基本構想自体を条例と位置付けることにより、議会で議決することが可能になる（※裏面参照）。</p> <p>基本構想の内容に“義務”や“権利の制限”を定める場合、条例として規定することにより法令としての規範性（拘束力）が発生する。</p> <p>※ 条例と位置付けたとしても、法律の文章のように「第〇条」などとしなければならないものではない。</p>

2 基本計画と「議会の議決」

世田谷区においては、基本計画は「行政計画」として、区長の決定により策定する。

基本構想	世田谷区においては、 自治体全体のルール・方針（＝公共計画）として位置付ける ものであり、区議会の議決を経て策定する。
基本計画	基本構想を実現するために行政（＝区長）が行う施策を定める 行政計画として位置付ける ものであり、区議会の議決事項とはせずに、区長が決定する。

議会で議決する事項の範囲について

- ① 議会で議決する事項については、地方自治法第96条第1項に15項目が記載されている。
- ② 基本構想の策定については、この15項目に該当しないので、地方自治法第96条第2項の規定により、条例で「基本構想は議会の議決により定める」と規定することにより議会での議決事項とすることが可能となる【**手続A**】。
- ③ 基本構想自体を“条例”とする場合は、地方自治法第96条第1項第1号に該当するため、議会での議決事項となる。【**手続B**】

(参考)

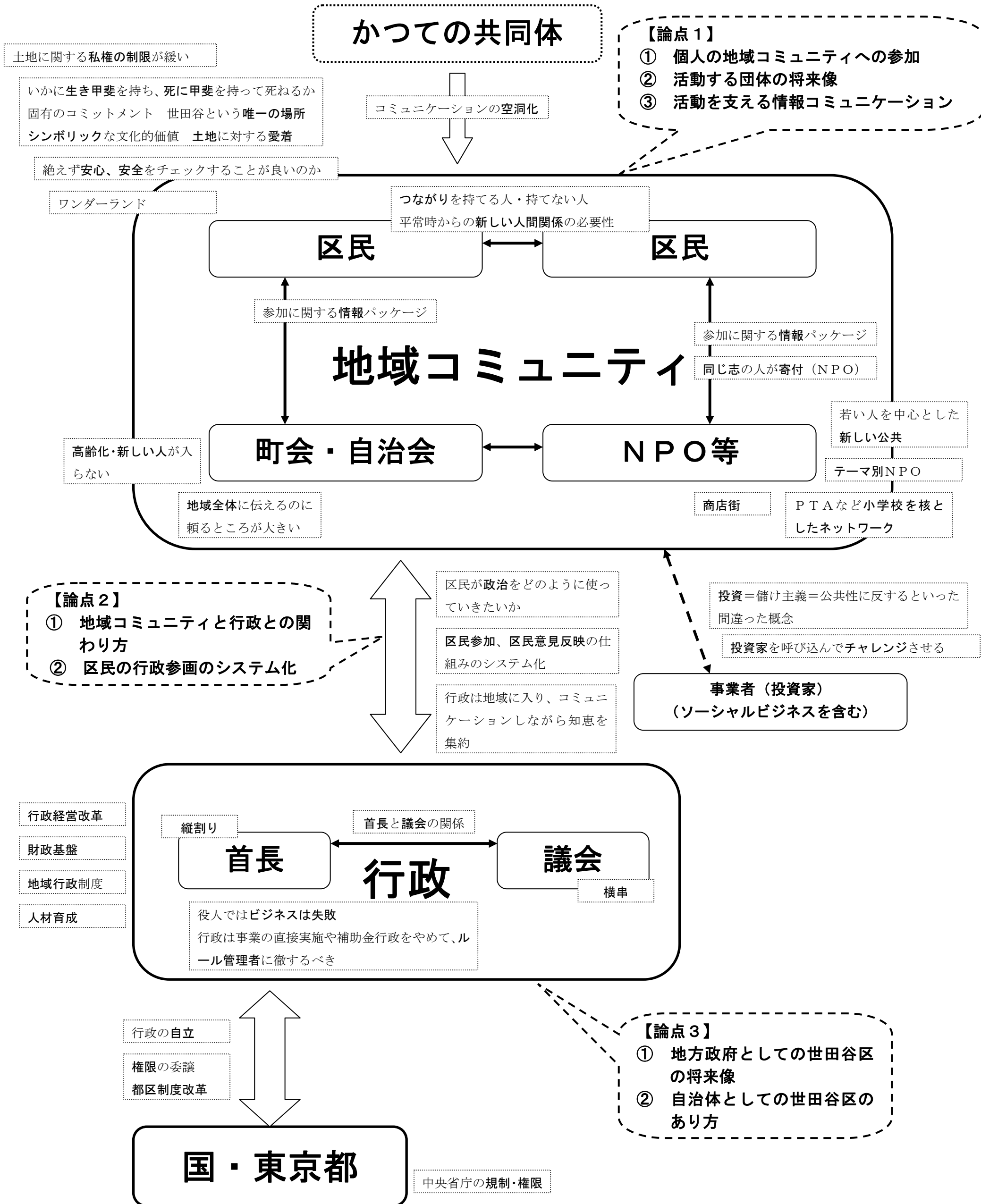
地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) **条例を設け又は改廃すること。** 手続B
 - (2) 予算を定めること。
 - (3) 決算を認定すること。
 - (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - (7) 不動産を信託すること。
 - (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- 2 **前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件**（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）**につき議会の議決すべきものを定めることができる。** 手続A

地域コミュニティ等に関するこれまでの議論

この資料は、第1部会の第1回、第2回における地域コミュニティに関するご意見をまとめさせていただいたものです。



地域コミュニティ

【1 人とのつながり、生き甲斐・死に甲斐、コミュニケーション】

- ① つながりを持てる人と持てない人とがいる。つながりを持っていない人は、つながれないことで悩んだり、辛い思いをしたりしている。地域の人が顔を合わせるきっかけを作り、更に日々の生活の中で、子育てや障害のある方やお年寄りの見守り合いするなど、つながり作りにつなげられるような取り組みができるとうい。
- ② 世田谷区で生きている間にいかに生き甲斐を持つか、そして死に甲斐を持って死ねるか。そういう地域社会をどう作るのか。
- ③ 市民が主役のまちづくりをするには、情報共有、意見を常に届けるために審議会の委員になったり、ワークショップに出たり、アンケートに答えたりすることが大切。身近なまちづくりへの参加では、自治会や町会などの古いコミュニティや新しいテーマ型のNPOなどに参加することも必要。こういうことが参加に関する情報パッケージとして区民に広く伝わっていないのではないかな。
- ④ キーワードは私権制限。住民の継続したチェックがないのは、私権の制限がないから。相続の時に土地を切り売りする不在地主が大勢いるが、こういう人は、まちへのコミットメントが存在しないため、儲かればどこにでも売ってしまう。コミュニティの中にいる人間が、中にいるからこそそのコミットメントによって土地に関わることがなく、市場においてコミュニティの要求や人々の幸せと関係のない流動性が生じてしまう。日本は世界で最も土地に関する私権の制限が緩く、若干の用途制限しかない。法律は変えられないので、私権の制限に相当する問題をどうするかが重要。

【2 情報・コミュニケーション】

- ① 日本の他の地域で無自覚に放置されているような様々なコミュニケーションや経済的活動を、どのようにチェックするのかを考えていけば、下北沢の再開発問題のような、本当ならばもっと楽しく建設的で輝く未来に結びつくはずのものが、そうでないものに終わってしまうことも避けられたのではないかな。
- ② 共同体がなくなって個人がどうすべきかわからなくなり、マニュアルができた。昔マニュアルが必要なかった理由は、それに頼るまでもなく、共同体的なコミュニケーションの中で必ず示唆、強制があり迷うことがなく、退却しようとしても許されなかった。人々が、それを暑苦しくて嫌だとして否定的に評価することが積み重なった結果、今ようになった。マニュアルが象徴するのはコミュニケーションの空洞である。

【3 共同体、新しい公共、ネットワーク、参加】

- ① 行政情報を地域全体に伝えようとする場合、町会・自治会の存在に頼るところが大きいという実態がある。しかし、町会・自治会も5割から6割の加入率で世田谷区民全体を網羅しているとは言えない状況にあり、高齢化・新しい人が入らないという課題を抱えている。町会・自治会を頼っているままのコミュニティでよいのか。武蔵野市は町会・自治会の組織がないが、行政情報は上手く伝わっているとのことである。
- ② このままでは、町会などの地域の様々なボランティア団体がなくなってしまうのではないかな。若い人の参加が必要。1人では難しくても、仲間・グループ単位で参加すれば、他の若い人たちも参加するのではないかな。
- ③ 町会、自治会、NPOなどが平常時から顔を知っていて、子どもを守ったり、弱っている人を助けたりする新しい人間関係を守り育てていくようなことを自治の中はどうやって組み込むか。
- ④ 昔のような共同体があつて地域社会が自然に教え鍛えて自立した人間ができるという姿は理想的ではあるけれど、そこに戻れるのかと言えば疑問がある。
- ⑤ 官ではない認定NPOなどの新しい公共を地域の若い人を中心につくっていくことができると考える。区が財政難でも同じ志の人が寄付を行うNPOにはお金が集まることも期待できる。
- ⑥ キーワードは投資家のチャレンジ。行政は継続せず、会社も収益が上がらなければ撤退する可能性がある中で、投資家を呼び込んでチャレンジさせることが重要な戦略になる。日本では投資＝儲け主義＝公共性に反するといった間違った通念によりズタズタにされている。
- ⑦ 第2部会では、災害発生時には皆でどうすべきかを今からやらないと間に合わないという議論になっており、町会よりもPTAなど小学校を核としたネットワークが重要になるのではないかなという話になっている。
- ⑧ コミュニティの安全保障を考えるべき。自治会、町会、NPO、各種地域団体との関係、新しい公共、住民参加や協働について世田谷区としての考え方を示していくべき。

【4 場所、歴史、自分のまち、愛着】

- ① 自分のまちをこそ豊かにしよう、自分のまちをこそより良いものにしよう、このまちでなくてはいやだ、世田谷でなくてはいやだ、便利な場所に引っ越すのはいやだという固有のコミットメントを生み出すためには、まちを、場所を主体にしなければいけないと考える。単に我々のニーズに応じて、安心、安全、便利、快適なまちをつくっても、それは我々の尊厳に結びつかない。世田谷という場所が唯一な場所だということについて、もう一度見直して、世田谷に住むということは、こういう場所に住むことなのだというを模索することをご提案する。
- ② 子どもが怪我をしても自分の責任というような場所、子どもにとってのワンダーランドがとても大事。森があつたり、工事現場があつたり、大人の目が少ししか行き届かない非常階段や屋上など、自分の頃にはそういうところがワンダーランドになった。大人の目が隅々まで行き届いて、絶えず安心、安全をチェックすることが良いのかどうか、まずはそこがチェックされるべき。
- ③ 誇りという感情は、土地に関する単なる経済的価値だけでなく、シンボリックな文化的価値が付与されなければ生まれてこない。まちに誇りを持てる根拠があり、その上で住民がその土地に対する愛着を感じるために、いかに価値を付与するかが重要

行政・自治制度

【1 行政】

- ① 自治体に多くを期待する人もいるかもしれないが、期待していない人もかなりいると思う。NPOへの寄付税制も整備され、税金の使い道を一部だが、自分で決められる時代になった。公共は、役所・官だけが担うわけではない。自治体は前に出るのではなくて、下で支えるような位置付けが大切
- ② 行政は事業をやったり、補助金を出して事業者に行わせる。**役人はビジネスノウハウを知らない**し、ビジネスネットワークがなく、ビジネスモチベーションもなく、2年で交代してしまうのでノウハウの継承もない。これでは事業が失敗することは決まっている。**諸外国では、行政が直接事業を行うことや補助金行政をやめて、ルール管理者に徹している**。市場原理主義ではなく、市場でのゲームがどのようなものであるべきかというルールをつくっている。環境行政であれば排出量取引や炭素税取引など、市場のちょっとしたパラメーターを操作することで何をすれば儲かるかの拮抗点を変えようとしている。
行政がなすべきは、NPO等の事業者が継続的に事業を営む動機を持ち得るようなリソースの配置を行い、ルールの変更を行うことである。
- ③ 住民参加の地域協議会、地域委員会、住民協議会制度だけでは足りない。**行政が入って行って**、現在の法や条例の限界や抜け穴について住民と緊密に**コミュニケーションをしながら、知恵を集約する**ようにしなければならない。住民と行政が分断されていて、住民で考えたことを行政に突き付けるということでは絶対に駄目である。
- ④ 世田谷は民のまちづくりの歴史があり区政を支えてきた部分があるが、一方で、区民から見ると**縦割り**にしかかかっていない。これまでは区民があらゆるところに参加し横につないできた。**区の窓口、参加の仕組みのあり方をそろそろシステム化できないか**

【2 議会】

- ① **首長と議会の関係。区議会における住民参加**。基本構想を単なる行政計画と位置付けるのか、公共計画として位置付けるのか。また区議会の関与をどのように考えるのか
- ② 区民と行政の関係について、議会が重要となると思う。**横串でしっかりとチェック**するということは議会の重要な役割
- ③ パブリックコメントのあり方、無作為抽出による**区民意見反映の制度化**など
- ⑤ **区民自身が政治をどのように使っていきたいのか**など自治をするということを意識していかなくてはいけない。

【3 地域行政制度】

- ① 地域行政として、7出張所・20まちづくりセンターがある。ハードとソフトを一体化して議論すべきであり、**地域やコミュニティをどう作るのか、そこに行政機関がどの程度、どういう形で関わるか**を議論すべき
- ② **地域行政制度**は、地域での住民参加や協働と密接に関係する。区の行政経営改革・将来的な財源とも関係

【4 区の行政経営改革】

- ① 区の**行政経営改革の視点**を忘れてはならない。効果的で効率的な行政執行体制をどう確立するのか。
- ② **財政面**が重要。**身の丈にあった基本構想**
- ② 新しい公共の時代に即した人材育成

地方政府としての行政（東京都や国との関係）

【1 都区制度改革・権限移譲】

- ① **都区制度・大都市制度改革**。教員の人事・給与権、児童相談所などの**権限**、事務の移管
- ② 住民一人ひとりの自立も、**行政の自立**も大事。都や国からどう自立するかが、これから20年の区にとって非常に大事なこと。現状の都区制度をどう考えるかは基本構想では避けて通れない。
- ③ 第2部会では、小学校を核としたネットワークが重要になるのではないかという話の中で小学校の教員を世田谷区が選ばず、東京都の管轄であることが問題として浮上している

【2 国による規制緩和】

- ① 国による規制緩和として、特に自然エネルギーへの転換などは、**中央省庁が持っている規制・権限**とぶつかる部分が出てくる。今後はこのような規制も緩める必要があると考える

地域行政制度について

1 地域行政制度の目的

- ① 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- ② 地域の実態に即したまちづくりの展開
- ③ 区政への区民参加の促進

2 地域行政制度の現状と課題

(1) 現在の地域行政制度

別紙資料のとおり

(2) 地域行政組織の課題

- ① 次の課題を設定し、対応に取り組んでいる。

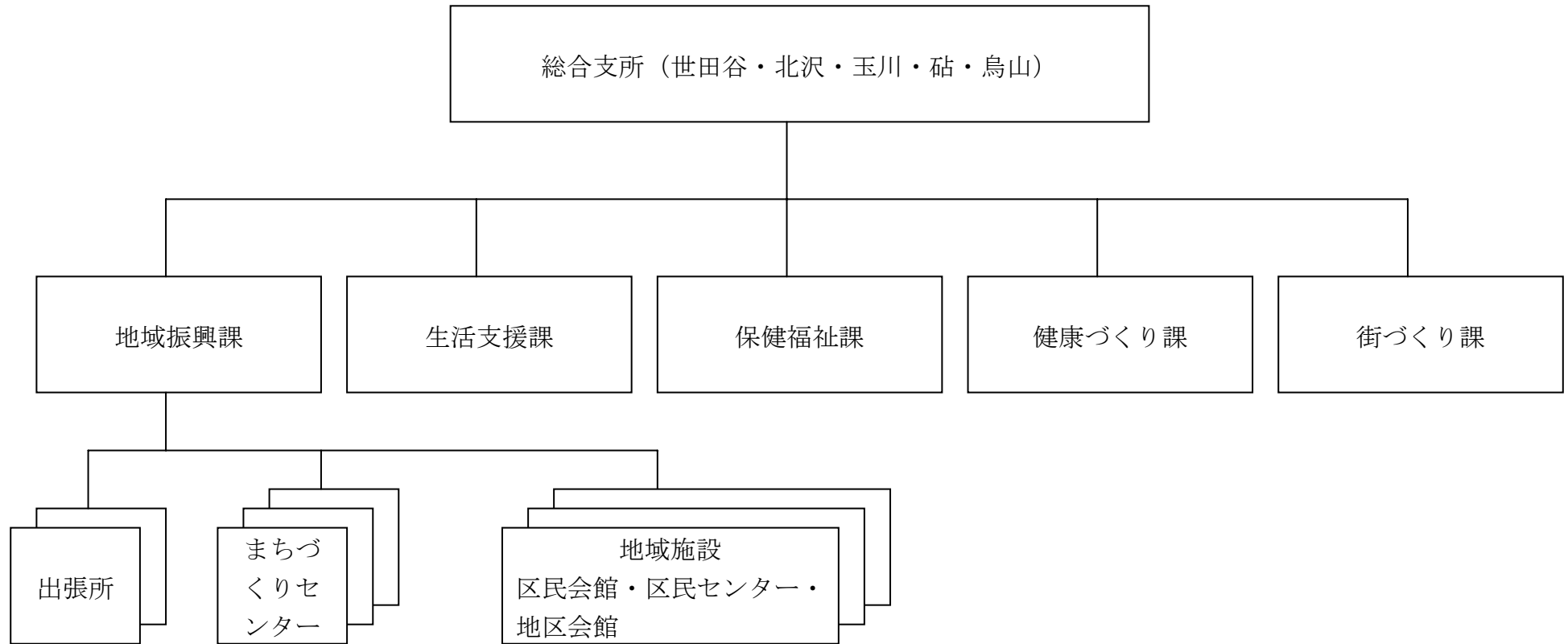
項目	概要
ネットワークの充実	各種活動団体のネットワークの強化・交流の促進
地域防災力の向上	災害時要援護者への対応
福祉関係機関・団体との連携	地区の福祉関係団体との連携
相談機能の充実	区民からの相談の第1次的窓口
地域情報の発信	地域・地区の情報の整理・充実、発信

- ② 区は、東日本大震災を契機に、防災の観点から改めて出張所・まちづくりセンターなどの地域行政制度のあり方を改めて見直すこととしている。

⇒ 区議会において特別委員会を設置

⇒ 庁内における検討組織を設置

世田谷区の地域行政組織



- ※ 区役所本庁の部署に属する地域組織・地域施設
- 土木管理事務所、公園管理事務所、清掃事務所
 - スポーツ施設（総合運動場など）、文化施設（美術館、文学館）、民家園、郷土資料館、小・中学校、幼稚園、図書館、教育相談室、ほっとスクール
 - 保育園、児童館
 - 福祉施設
 - 消費生活センター、男女共同参画センター

23区の出張所等における所掌事務と職員配置の状況(平成23年7月現在)

*1 住民票の写し、印鑑登録証明書、納・課税証明書、外国人登録証明書、戸籍関係の証明書の交付事務

*2 外国人登録関係諸届、国民健康保険・国民年金・介護保険に関する届出、区民税・国民健康保険料等の収納、母子健康手帳交付の取扱いがある場合は、「○」を表示。一部を扱う場合は、個別に明記した。

区名	出張所等の数と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の交付(*1)	住民票異動届、印鑑登録	その他の届(*2)	地域活動支援	自動交付機	名称	地方自治法155条		常勤	OB再任用	OB非常勤	一般非常勤	常勤換算(OB=0.8、非常勤0.5)	職員1人あたり区民
1 千代田	6出張所	6	47887	7981	○	○	○(※1)	○	なし	千代田区役所出張所設置条例	○	※1 外国人登録関係事務は不可	45	4	3	6 (人材派遣)	53.6	893
2 中央	2特別出張所	2	116930	58465	○(※2)	○	○(※3)	○	2か所	中央区特別出張所設置条例	○	※2 外国人は印鑑証明及び納・課税証明書のみ ※3 外国人登録関係事務は不可	31	2 (再任用フルタイム)	1	0	38.6	3029
3 港	5総合支所	6	205599	34267	○	○(※4)	○(※5)	○(※6)	5か所+3箇所	港区総合支所及び部の設置に関する条例	○	※4 外国人印鑑登録は、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※5 外国籍の人の国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に関する手続きは、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※6 総合支所地域振興係が地域活動支援を行う。	430	18	4	0	447.6	459
	1分室				○	○(※4)	○(※5)	○(※6)	1か所		○	※4 外国人印鑑登録は、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※5 外国籍の人の国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に関する手続きは、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※5 母子健康手帳交付以外の業務は、週1回実施 ※6 総合支所地域振興係が地域活動支援を行う。						
4 新宿	10特別出張所	10	283819	28382	○	○	○(※7)	○	各1台設置	新宿区特別出張所設置条例	○	※7 国民健康保険・国民年金・介護保険に関する届出、区民税・国民健康保険料等の収納、母子健康手帳交付	109	9	11	9	129.5	2192
5 文京	9地域活動センター	9	191194	21244	○(※8)		○(※9)	○	なし(※10)			※8 区民サービスコーナーにて行う。戸籍関係の証明書は取次ぎ。区民サービスコーナーは、礒川地域活動センターを除く8地域活動センターに設置。 ※9 母子手帳の発行 ※10 シビックセンター内の区民サービスコーナーに自動交付機1台設置あり。 ・旧出張所を9地域活動センターとし、地域活動支援を行う。	17	5 (再任用フルタイム) 15 (短時間)	9	18	50.2	3809
6 台東	3区民事務所	11	168369	15306	○	○	○	○	3か所+2か所	東京都台東区区民事務所設置条例	○		54	9	10	6	72.2	2332
	2分室				○(※11)	○	○	○	2か所	東京都台東区区民事務所設置条例	○	※11 戸籍附票、身分証明不可						
	6地区センター				○(※12)			○	5か所	東京都台東区地区センター運営規程		※12 (取次ぎ交付)戸籍、外国人登録関係不可						
7 墨田	5出張所	5	240380	48076	○	○	○		なし			46	1	0	0	46.8	5136	
8 江東	8出張所	8	450950	56369	○	○	○	○	6か所+10か所	江東区役所の出張所設置条例			72	4	4	0	78.4	5752

区名	出張所等の数 と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所 あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の 交付(*1)	住民票異動 届、印鑑登録	その他の届 (*2)	地域活動支 援	自動交付機	名称	地方自治 法155条		常勤	OB 再任用	OB 非常勤	一般 非常勤	常勤換算 (OB=0.8、 非常勤0.5)	職員1人あ たり区民
9 品川	6地域センター	13	351350	27027	○	○	○	○	なし	品川区地域セン ターの設置に関す る条例		100	3	0	0	102.4	3431	
	7地域センター				○			○	なし	品川区地域セン ターの設置に関す る条例								
10 目黒	5地区サービス 事務所	8	254185	31773	○	○	○	○	なし	目黒区地区サー ビス事務所設置条例	○	44	4 (フル タイム)	2	19 (専務 的非常 勤)	70.3	3616	
	3行政サービス 窓口				○				なし					14 (短時 間)				
11 大田	18特別出張所	18	674920	37496	○	○	○	○	なし	大田区特別出張 所設置条例		216	0	0	0	216	3125	
12 世田谷	7出張所	28	835819	29851	○	○	○	○	7か所 +4か所	世田谷区出張所 設置条例	○	221	14	4	104	287.4	2908	
	1分室				○	○	○		1か所	世田谷区出張所 設置条例	○							
	20まちづくりセ ンター						○ (※13)	○	20か所	世田谷区出張所 設置条例	○							※13 国保証再発行等
13 渋谷	10出張所	10	196910	19691	○	○	○	○	1か所 + セブンイレブ ン 各店舗	渋谷区役所出張 所の設置に関する 条例		80	8	0	0	86.4	2279	
14 中野 (~ 7/18)	15地域センター	20	298571	14929	○	○	○	○	なし	中野区地域セン ター条例		83	21	0	0	99.8	2992	
	中野 (7/19 ~)	5地域事務所			○	○	○		なし	中野区地域事務 所設置条例		34	1	0	0			
	15区民活動セ ンター						○	なし	中野区区民活動セ ンター条例		15	15	0	0				
15 杉並	4区民事務所	10	527133	52713	○	○	○					99	2	2	6	105.2	5011	
	4駅前事務所				○	○	○		区内23か所 24台									土曜日に窓口開設(平成20年9月から土日本庁開 庁に伴い、土曜開設のみに変更)
	2分室				○	○	○											
16 豊島	2区民事務所	2	246029	123015	○	○	○	○	2か所 +5か所	豊島区区民事務 所設置条例	○	21	4	2	2 (臨時)	26.8	9180	
17 北	3区民事務所	29	317929	10963	○	○	○		なし	東京都北区区民 事務所設置条例	○	60	13	3	0	97.2	3271	
	7分室				○		○ (※14)		なし	東京都北区区民 事務所設置条例	○	6	12	11	0			
	19地域振興室							○ (※15)	なし									
18 荒川	4区民事務所	4	188968	47242	○	○	○		4か所 +6か所			33	5	2	1	39.1	4833	
19 板橋	6区民事務所	24	517404	21559	○	○	○		6か所 +2か所	東京都板橋区役 所区民事務所設 置に関する条例	○	113	35	16	0	153.8	3364	
	18地域センター						○	13か所	東京都板橋区立 地域センター条例									

区名	出張所等の数 と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所 あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の 交付(*1)	住民票異動 届、印鑑登録	その他の届 (*2)	地域活動支 援	自動交付機	名称	地方自治 法155条		常勤	OB 再任用	OB 非常勤	一般 非常勤	常勤換算 (OB=0.8、 非常勤0.5)	職員1人あ たり区民
20 練馬	4区民事務所	17	693369	40786	○	○	○	○ (※16)	4か所 +4か所	練馬区区民事務 所等の設置に関す る条例	○	※16 組織上、地域振興課系列に一元化し、出張所 等機能とは分化	140	13	5	1	154.9	4476
	13出張所				○		○ (※17)		13か所	練馬区区民事務 所等の設置に関す る条例	○	※17 区民税・保険料収納						
21 足立	17区民事務所	17	644448	37909	○	○	○	○	なし				169	7	3	15 (区民 事務所 事務補 佐員) 2 (事務 職育児 休業代 替嘱託 員)	185.5	3474
22 葛飾	6区民事務所	29	435253	15009	○	○	○		なし	葛飾区区民事務 所の設置に関する 条例	○		70	3	6	0	77.2	5638
	4区民サービス コーナー				○		○ (※18)		なし	葛飾区区民事務 所分室の設置に関 する規則		※18 区民税・保険料収納						
	19地区センター							○	なし			・各地区センターにセンター長(係長級職員)を配置 し、地域活動支援を行う。 ・19地区センターのうち9地区センターが区民事務 所又は区民サービスコーナーと併設。						
23 江戸川	5事務所	5	654537	130907	○	○	○	○	5事務所 +5か所	江戸川区出張所 設置条例	○		236	6	1	19	251.1	2607

23区合計	人口	出張所等1箇所 あたりの人口	世田谷区
291	8541953	29354	29851

23区合計	職員1人あ たり区民	世田谷区
2870	2976	2908

「地域行政について」をテーマとした区民意見交換会における区民意見

1 開催日時 平成24年5月26日(土) 午後2時から午後4時40分

2 開催場所 区役所第3庁舎3階 ブライトホール

3 区出席者 保坂区長 5総合支所長、政策経営部長 ほか

4 参加区民 26名

5 当日の主な意見等

(1) 出張所・まちづくりセンターの窓口の仕事について

意見要旨	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりの拠点としてどのように位置づけているのか。・歩いて行ける距離で要件がすむようにしてほしい。・コンシェルジュ的な機能が出張所にできないのか・人と人で町の様子を伝えてくれるようにまちづくりセンターの充実を図ってほしい。・町会・自治会へ未加入の方も増えていく中で、行政の拠点として情報を発信してもらわないと住民に情報が伝わらない。・出張所改革以降、地区の活動を支えてくれる、まちづくりセンターが、地区活動を支える力が弱まっている。・災害時の拠点としても、地区活動の拠点がまちづくりセンターなので職員の充実を図ってほしい。・まちづくりの拠点といっているが、土日にしか活動できない人が多い中、土日は閉庁している。・組織改正を行うことは相当な時間もかかり、この機会に何百人も職員を増やし、何十億も人件費を増やすようなことは絶対に反対である。
回答要旨	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりセンターは、地区まちづくり支援、これはコミュニティの活動を支援の拠点で、出張所は、まちづくりセンターの機能に加えて、転出入などの窓口サービスも行っている。・まちづくりセンターという一番地域に近いところの職員がいかに頑張っている、4人では不十分でないかとの問題提起は受けとめたいと思う。特に防災の体制を強化していきたいと思う。・土日でないと地域で動けない方が多い、土日にまちづくりセンターが閉まっている、接点が持ちにくいというのは大きなテーマだと思う。・出張所・まちづくりセンターの機能について、優先的に考えるものは何かということ考えたときに、やはり災害対策、被災対策をまず優先的に考えていかなければいけないと考えている。

(2) 地区における防災のあり方と出張所・まちづくりセンターの役割について

質問要旨	<ul style="list-style-type: none">・ まちづくりの拠点としてどのように位置づけているのか。・ 基本的な生活の場所の中に、まちづくりセンターがあり、まちづくりがあつてこそその防災だと思う。日々の人々のふれあう場所がまちづくりセンターであるべきで、施設があつても、普段から行かなければ災害時にいくこともできない。・ 現在の出張所・まちづくりセンターの人数で対応できるのか。
回答要旨	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時には出張所・まちづくりセンターが拠点隊となり、職員が配置される体制ができています。・ 出張所・まちづくりセンターの災害対策対応は十分だと思っていない。もっと強化しなければならないと思っている。・ 避難所を設営する訓練を繰り返している地域と、それをわかっていても、なかなか取り組むことが難しいというところがある。しっかり問題を出して、まちづくりセンターの現在の体制というものを、防災力の強化、あるいはコミュニティ支援に向けて強めていきたいと考えています。

(3) 地域に身近な総合支所のあり方について

意見要旨	<ul style="list-style-type: none">・ 支所で行っていた、広域的な行政、例えば土木だとか、街づくりだとか、そういったものが全部本所のほうに吸収されてしまい、支所で事務を行われず、3層構造ではなくなっている事務もある。・ 支所は広域的な行政をやっていて、基本的には出張所で区の身近な行政をやることになっているが、支所も出張所も仕事が減っている。
回答要旨	<ul style="list-style-type: none">・ すぐやる課の廃止は、もともと総合支所の中に地域振興課の計画・相談があり、区民により身近なところでスピーディーに対応していこうという改革をした。・ 行政の効率化、あるいはスピード感をどうやって持つかという見直しを図ってきた・ 専門職など職員の技術力が分散し技術継承の問題も出てくる。・ 小さな自治政府を5カ所につくっていくと、職員数の増加につながる。・ なるべく身近なところで行政サービスを展開することが、きめ細かなサービス提供にもなるが、人件費など、行政の効率化も求めなければならず、どこが一番接点になるのかということについて検討していきたい。

資料25【論点1】に関する追加資料

【論点1】① 個人の地域コミュニティへの参加

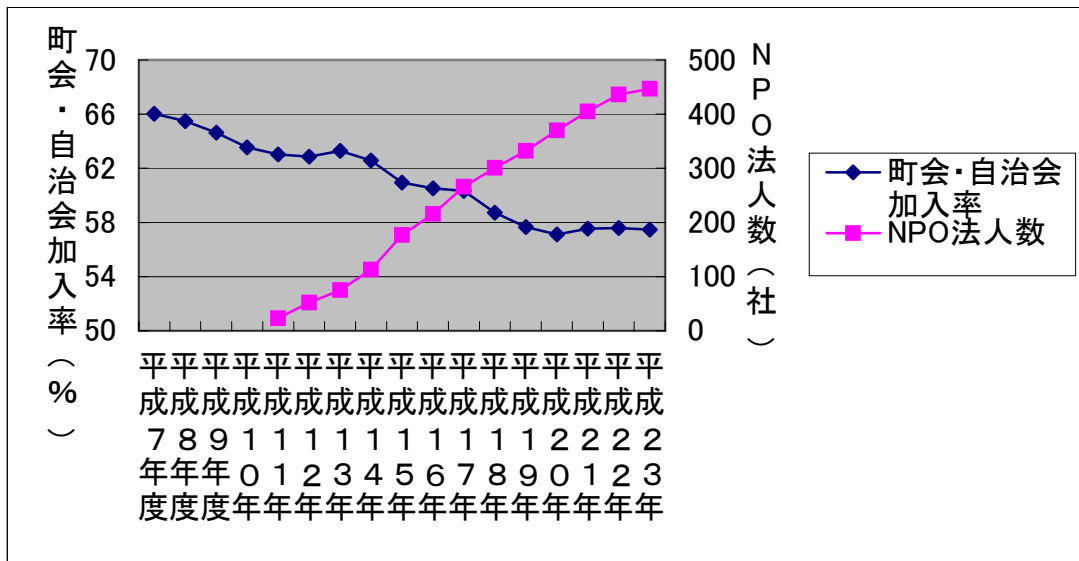
② 活動する団体の将来像

③ 活動を支える情報コミュニケーション

- 世田谷区内町会・自治会加入率、NPO法人数の推移
- 町会・自治会数、会員世帯数等の推移
- 地域の生活課題と住民力に関する調査‘09より
 - 1 団体やサークルへの加入状況
 - 2 地域の活動にどの程度参加しているか

世田谷区内町会・自治会加入率、NPO法人数の推移

	町会・自治会加入率	NPO法人数
平成7年度	66.03836269	
平成8年度	65.47942013	
平成9年度	64.62437682	
平成10年度	63.54696445	
平成11年度	63.01707285	23
平成12年度	62.85593057	52
平成13年度	63.29027889	75
平成14年度	62.58224733	113
平成15年度	60.93396101	177
平成16年度	60.52387167	216
平成17年度	60.3266502	266
平成18年度	58.72887558	301
平成19年度	57.64916117	332
平成20年度	57.12626475	370
平成21年度	57.54229318	405
平成22年度	57.58059412	436
平成23年度	57.47123264	447



町会・自治会加入率は各年7月1日時点の数値

NPO法人数は、各年度末の数値(平成23年度は平成23年10月末の数値)

町会・自治会数、会員世帯数等の推移

平成23年7月1日現在

単位：世帯数、%

年度	管内	世田谷	北沢	玉川	砦	烏山	計
平成7年度	町会・自治会数	46	47	34	38	27	192
	世帯数	107,166	71,812	83,882	54,966	46,382	364,208
	会員世帯数	76,424	61,237	44,276	29,710	28,870	240,517
	加入率	71.31	85.27	52.78	54.05	62.24	66.04
平成8年度	町会・自治会数	46	47	34	38	27	192
	世帯数	108,145	72,723	84,905	55,799	47,405	368,977
	会員世帯数	76,900	61,769	44,287	29,778	28,870	241,604
	加入率	71.11	84.94	52.16	53.37	60.90	65.48
平成9年度	町会・自治会数	46	47	34	38	27	192
	世帯数	109,393	73,281	85,838	56,569	48,405	373,486
	会員世帯数	76,852	62,241	45,207	29,661	27,402	241,363
	加入率	70.25	84.93	52.67	52.43	56.61	64.62
平成10年度	町会・自治会数	46	47	35	39	27	194
	世帯数	110,451	74,262	87,431	57,772	48,977	378,893
	会員世帯数	77,052	61,006	45,682	29,673	27,362	240,775
	加入率	69.76	82.15	52.25	51.36	55.87	63.55
平成11年度	町会・自治会数	46	47	35	39	27	194
	世帯数	111,851	74,674	88,574	58,672	49,879	383,650
	会員世帯数	76,952	61,303	46,130	30,018	27,362	241,765
	加入率	68.80	82.09	52.08	51.16	54.86	63.02
平成12年度	町会・自治会数	46	47	35	39	30	197
	世帯数	113,384	75,334	89,999	59,641	50,517	388,875
	会員世帯数	77,641	61,117	46,797	30,189	28,687	244,431
	加入率	68.48	81.13	52.00	50.62	56.79	62.86
平成13年度	町会・自治会数	46	47	36	39	30	198
	世帯数	114,882	76,158	91,364	60,528	51,375	394,307
	会員世帯数	82,161	61,158	47,163	30,372	28,704	249,558
	加入率	71.52	80.30	51.62	50.18	55.87	63.29
平成14年度	町会・自治会数	46	47	36	39	30	198
	世帯数	116,623	77,209	92,770	61,362	51,897	399,861
	会員世帯数	82,214	61,879	47,163	30,281	28,705	250,242
	加入率	70.50	80.14	50.84	49.35	55.31	62.58
平成15年度	町会・自治会数	46	47	35	38	30	196
	世帯数	118,191	77,965	94,069	62,662	52,419	405,306
	会員世帯数	82,110	62,085	47,027	30,132	25,615	246,969
	加入率	69.47	79.63	49.99	48.09	48.87	60.93
平成16年度	町会・自治会数	46	47	34	38	31	196
	世帯数	119,169	78,105	94,970	64,194	52,708	409,146
	会員世帯数	82,195	62,290	46,835	30,451	25,860	247,631
	加入率	68.97	79.75	49.32	47.44	49.06	60.52
平成17年度	町会・自治会数	46	47	34	38	31	196
	世帯数	120,439	78,630	95,801	64,814	53,296	412,980
	会員世帯数	82,739	62,850	46,867	30,421	26,260	249,137
	加入率	68.70	79.93	48.92	46.94	49.27	60.33
平成18年度	町会・自治会数	46	47	34	37	33	197
	世帯数	121,653	79,458	97,161	65,804	54,042	418,118
	会員世帯数	77,829	63,195	47,717	30,680	26,135	245,556
	加入率	63.98	79.53	49.11	46.62	48.36	58.73
平成19年度	町会・自治会数	46	47	34	37	33	197
	世帯数	123,760	80,415	98,337	67,768	55,015	425,295
	会員世帯数	78,559	63,645	47,732	30,743	24,500	245,179
	加入率	63.48	79.15	48.54	45.37	44.53	57.65
平成20年度	町会・自治会数	46	47	34	37	32	196
	世帯数	125,069	81,058	99,274	68,583	55,645	429,629
	会員世帯数	78,714	63,546	47,972	30,890	24,309	245,431
	加入率	62.94	78.40	48.32	45.04	43.69	57.13
平成21年度	町会・自治会数	46	47	34	37	32	196
	世帯数	126,194	80,858	100,188	69,405	56,108	432,753
	会員世帯数	79,218	63,293	50,112	32,589	23,804	249,016
	加入率	62.77	78.28	50.02	46.95	42.43	57.54
平成22年度	町会・自治会数	46	47	34	37	33	197
	世帯数	126,208	80,244	100,357	69,738	56,394	432,941
	会員世帯数	79,556	62,931	50,102	32,874	23,827	249,290
	加入率	63.04	78.42	49.92	47.14	42.25	57.58
平成23年度	町会・自治会数	46	47	34	37	33	197
	世帯数	126,192	80,045	101,475	70,265	56,717	434,694
	会員世帯数	79,658	62,640	50,197	32,990	24,339	249,824
	加入率	63.12	78.26	49.47	46.95	42.91	57.47

*世帯数は、統計資料に基づき、毎年1月1日現在の数値を記載している。

*町会・自治会数、会員世帯数は、町会総連合会の調査に基づき、毎年7月1日現在の数値を記載している。

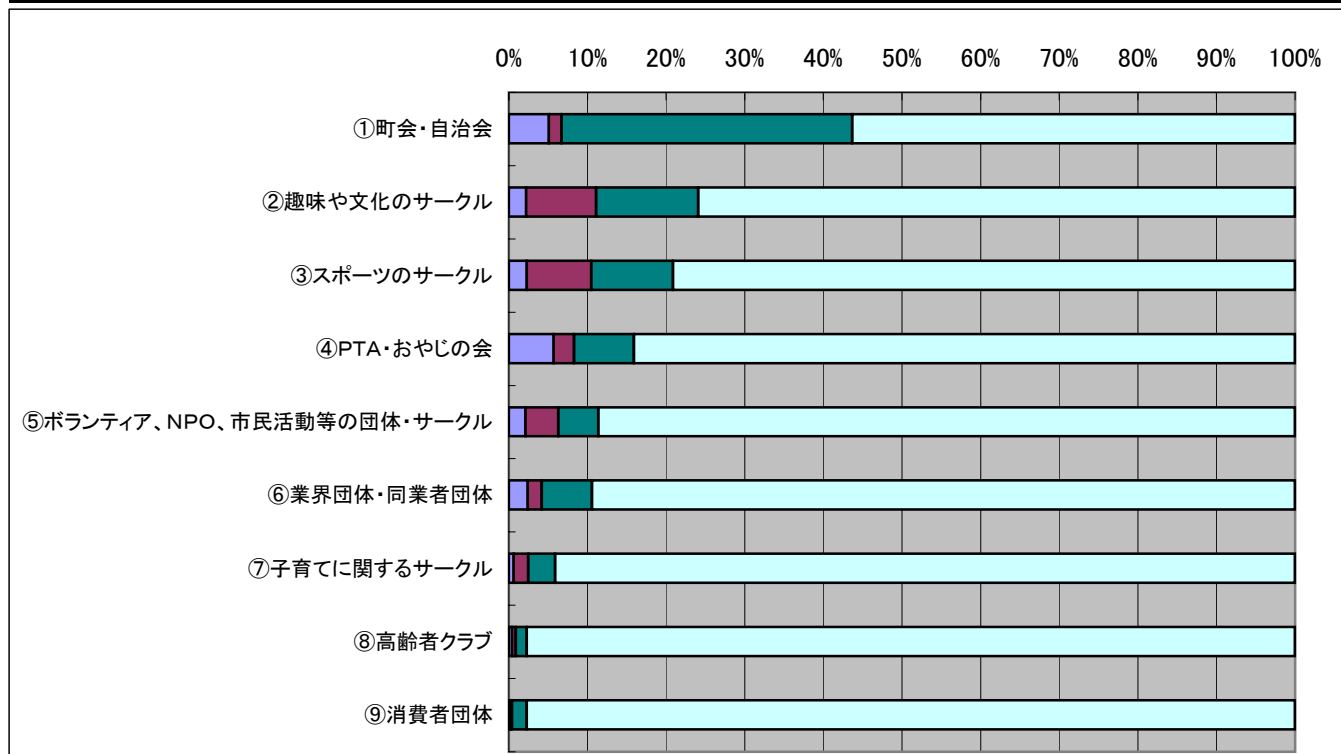
「地域の生活課題と住民力に関する調査'09」より抜粋(一部加工)

※ 平成21年9月、20歳以上75歳未満の区民10,000名を対象とした統計的標本調査として実施

1 団体やサークルへの加入状況

(単位:%。無回答は人)

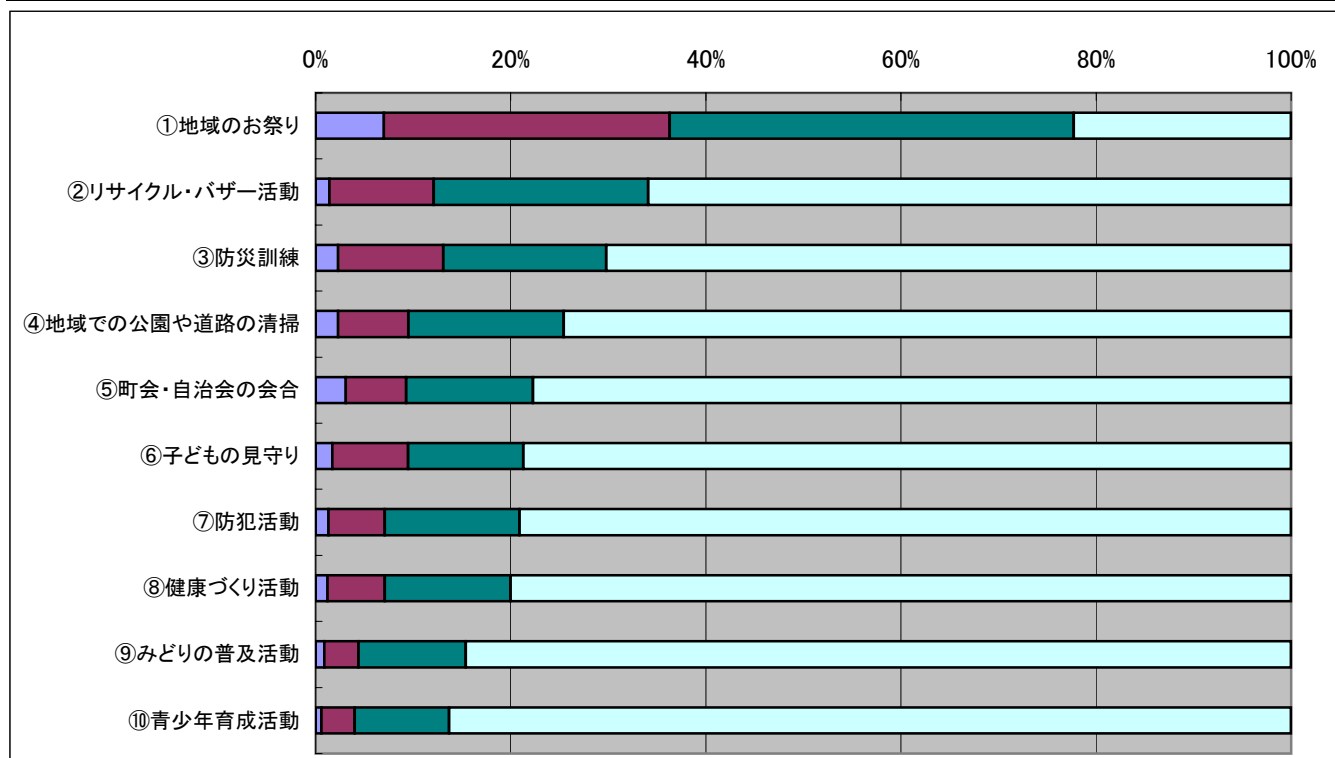
	役員をしている(していた)	加入して積極的に参加(していた)	加入はしている(していた)	非加入	無回答
①町会・自治会	5.1	1.6	37	56.3	104
②趣味や文化のサークル	2.2	8.9	13	75.9	108
③スポーツのサークル	2.3	8.2	10.4	79.1	106
④PTA・おやじの会	5.7	2.6	7.6	84.1	107
⑤ボランティア、NPO、市民活動等の団体・サークル	2.1	4.2	5.1	88.6	109
⑥業界団体・同業者団体	2.4	1.8	6.4	89.4	111
⑦子育てに関するサークル	0.6	1.9	3.4	94.1	106
⑧高齢者クラブ	0.4	0.5	1.4	97.7	107
⑨消費者団体	0.2	0.2	1.9	97.7	108



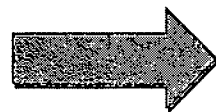
2 地域の活動にどの程度参加しているか

(単位:%。無回答は人)

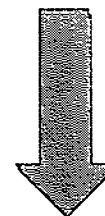
	必ず	できるだけ	あまり参加しない	参加したことがない	無回答
①地域のお祭り	7	29.3	41.4	22.3	173
②リサイクル・バザー活動	1.4	10.7	22	65.9	213
③防災訓練	2.3	10.8	16.7	70.2	211
④地域での公園や道路の清掃	2.3	7.2	15.9	74.4	209
⑤町会・自治会の会合	3.1	6.2	13	77.7	188
⑥子どもの見守り	1.7	7.8	11.8	78.7	220
⑦防犯活動	1.3	5.8	13.8	79.1	218
⑧健康づくり活動	1.2	5.9	12.9	80	217
⑨みどりの普及活動	0.9	3.5	11	84.6	330
⑩青少年育成活動	0.6	3.4	9.7	86.3	240



バブル崩壊
経済成長時代の終わり

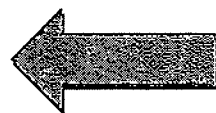


既存の政・官・財・学・報
対応できず



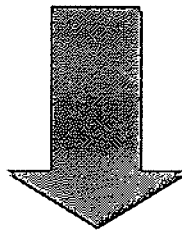
正確、的確な情報必要

新しい「公」担う
主権者らしい有権者



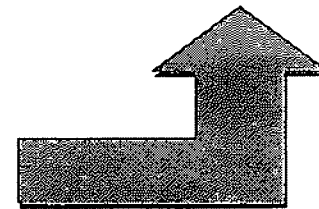
「お任せ民主主義」
行き詰まる

地方公共団体



情報の全面公開＝正確、的確に

新しい「公」担う
主権者らしい有権者



支える

自己情報コントロール権

○自己の個人情報に正当な目的や必要性なく、収集、保有されない権利

○人格権＝憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

○行政機関保有個人情報保護法3条「所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない」「利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」「利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」

読者調査(全国紙5・ブロック紙2)

「記事が正確」 41.9%

「主義・主張が偏っていない」 26.0%

「世の中の動きを的確にとらえ、問題・課題を提示」
25.3%

「様々な分野の情報をバランスよく」 18.3%

「文字の大きさやレイアウトが適切、読みやすい」 16.0%

「一つの出来事・事件の流れ・背景まで深く」 15.6%

「文章表現に説得力がある」 11.5%

「スクープや独自報道が多い」 9.4%

「続きが読みたくなる連載記事がある」 9.3%

正確さの判断基準

「裏付けを客観的データで示している」 66.1%

「内容が偏らないよう、多方面に取材」55.0%

「情報源を示している」 54.9%

「書き手の主観が入っていない」 41.7%

「当事者に直接取材している」 36.7%

実名報道の理由

- 知るべき事実の核 ← 知人・公人の変事
cf. 震災の安否情報
- 正確性・記録性 → 検証を可能にする
- 個人の責任、権利・義務をあいまいにしない
→ あいまいだと人権侵害のおそれ
cf. ネット上の匿名の書き込み

匿名の問題事例

○産地偽装事件で強制捜査前の業者名を匿名にしたところ、無関係の会社から「疑われて困る。社名を書け」と苦情が相次いだ(08年、兵庫)

○山梨県警は 恐喝未遂被害者の主婦から「特定されないようにしてほしい」と頼まれ、30代なのに「46歳」と虚偽を発表した(05年)

○熊本県警は息子が父親を監禁した事件で、父親を匿名にして、実名の被疑者は「知人の男性」と虚偽の説明をした(04年)

→ 事実をまげられるおそれ

○住所簡略化 → 福島県郡山市△△1丁目の佐藤一郎さんが逮捕された際、1丁目に同姓・同名・同じ漢字の人がいて「地番まで報道しろ」と苦情

○広島の小1女児殺害事件の遺族は「『小1女児』ではなく、世界に一人しかいない『木下あいり』なんです」として、大阪池田小事件の遺族の一人も「匿名では一人の人間として生きてきた子供の人生の価値や意味を奪ってしまう」として、それぞれ実名報道を求めた。